

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（183）」
2. 日時：平成29年6月16日 13時30分～18時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、吉村安全審査官、義崎原子力保安検査官

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他20名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 淡水貯水池を移設することによる地盤等に対する悪影響に関して説明すること。
- アクセスルート確保の方針に関して、「154kV 引留鉄構の移設」及び「サービス建屋～チェックポイント歩道上屋の形状変更」について説明すること。
- 屋外アクセスルートの影響評価結果（建屋）において、「がれき上を人力でホース等を敷設する構造物」とする構造物の設定根拠を説明すること。
- 要員参集ルートについて、参集時の状況等を踏まえ、被ばくや汚染の恐れのある他組織の敷地を設定することの妥当性について説明すること。
- 溢水想定個所をアクセスルートに設定していることについて、別ルートでの迂

回を検討すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 敷地に遡上する津波に対する可搬型設備の対応概念